

■ 3条1項3号、4条1項16号

不服 2019-6371

＜本願商標＞

「A I スロット」(標準文字)

第28類「ぱちんこ器具, スロットマシン, 遊戯用器具」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

本願商標は、『A I スロット』の文字を標準文字で表示してなるところ、その構成中『A I』の文字は、『人工知能』を表す語として、『スロット』の文字は、『スロットマシン』や『パチンコ式スロットマシン』を意味する略語として、それぞれ一般に親しまれて使用されている語であって、近年、あらゆる産業分野において、人工知能(A I)を搭載した商品やそれら商品に関する役務が一般に流通している実情が認められるから、全体として『人工知能を搭載したスロットマシン、人工知能を搭載したパチンコ式スロットマシン』程の意味合いが生じるというのが相当である。そうすると、本願商標は、これをその指定商品中の、例えば『人工知能を搭載したスロットマシン、人工知能を搭載したパチンコ式スロットマシン』に使用する場合には、商品の品質を表示するにすぎない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の商品に使用するときには、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるから、商標法第4条第1項第16号に該当する。

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「A I スロット」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって、外観上まとまりよく一体的に表してなるものである。

そして、本願商標は、その構成中「A I」の文字が「人工知能」を意味するものとして一般的に広く認識されているもので、構成中後半の「スロット」の文字が「スロットマシン」を意味するものとして認識されているものであるが(いずれも「広辞苑第六版」参照)、これらを結合した本願商標の構成文字全体から、「人工知能を備えたスロットマシン」の意味合いを直ちに理解させるとはいい難く、これが商品の特定の品質等を直接的かつ具体的に表示するものとして、取引者、需要者に、認識されるものともいい得ないものである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「A I スロット」の文字が、商品の具体的な品質等を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質等を表示するもの
ということとはできず、また、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるものともいうことは
できない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「A I スロット」について、原査定では、これより全体として『人工知能を搭載したスロットマシン、人工知能を搭載したパチンコ式スロットマシン』程の意味合いが生じるというのが相当であるから、指定商品との関係において自他商品役務識別力が認められない(商標法第3条第1項第3号に該当)と判断されました(4条第1項第16号にも該当)。

一方、審決では、「A I スロット」の構成文字全体から、「人工知能を備えたスロットマシン」の意味合いを直ちに理解させるとはいい難く、これが商品の特定の品質等を直接的かつ具体的に表示するものとして、取引者、需要者に、認識されるものともいい得ないこと等を理由として、本願商標の上記拒絶理由の該当性を否定しています。

さて、「A I (Artificial Intelligence)」が「人工知能」を意味することは、これだけ世の中で大きく話題となっていれば、誰でも知っていることでしょう。幼児であればまだしも、指定商品が主に「スロットマシン」であることを考慮すれば、需要者や取引者が、それなりの「大人」であることは明白です。

また、現在のスロットマシンというものが、一般的には液晶画面や電子プログラムを備えた電子機器であることや、人工知能が電子機器に関する商品に利用されることは、そのような大人であれば、誰でも理解していることではないでしょうか。

そうすると、「A I スロット」という表示に接した場合、これが「人工知能を搭載したスロットマシン」であることを意味していると理解するのが普通ではないかと思いますが、いかがでしょうか。さすがに、「人工知能を搭載していないスロットマシン」に「A I スロット」という表示をすれば、市場で混乱を生じるのは明らかではないかと思うのですが・・・。

そういった点も含め、本事件は、個人的には原審の審査官の判断に賛同します。

ところで、「A I ○○」といった構成からなる商標の識別力については、しばしば審判で争われているのを他にも見かけます。請求人(出願人)としては、今後一般的に使われそうな語を先駆けて商標登録しておけば、競合の使用を抑えることができ、市場で有利に立てることを期待しての戦略なのでしょう。

しかし、このような語は、たいていは識別力がないという理由で引っ掛かり、たとえ最終的に商標登録ができたとしても、本事件のように審判請求まで行う必要があるのがほとんどです。そして、そのためには、それなりのお金や時間がかかります。一方で、このような語が商標登録されても、われわれ商標の専門家からすれば、同じような意味合いを有し権利行使を免れるような語を考えることは、それほど難しいことではありません。

商標登録をお考えの際は、このような点にも留意されるのがよろしいかと思います。

(弁理士 永露 祥生)

<2020年1月23日>